

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	保険料等交付金に必要な経費	事業開始年度	平成20年度	作成責任者		
担当部局庁	保険局	担当課室	保険課	吉田 学		
会計区分	年金特別会計健康勘定	上位政策	保険料等交付金に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	健康保険法第155条の2、 船員保険法第115条	関係する計画、通知等	平成22年度保険料等交付金交付要綱 (平成22年4月12日保発0412第5号)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	全国健康保険協会において行われる健康保険事業及び船員保険事業の円滑な実施に必要な費用として、国において徴収した保険料等を全国健康保険協会に対し交付する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国において徴収した保険料等について遅滞なく交付できるよう、毎月3回定期的に全国健康保険協会へ保険料等交付金として交付する。					
実施状況	平成20年度交付金額 健康保険事業分 3,291,610百万円 平成21年度交付金額 健康保険事業分 6,339,182百万円 平成21年度交付金額 船員保険事業分 12,943百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)		3,953,004	6,766,323	7,107,700	7,219,513
	執行額		3,291,610	6,352,125		
	執行率		83.3%	93.9%		
	総事業費(執行ベース)		3,291,610	6,352,125		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	保険料等交付金については、協会が行う健康保険事業及び船員保険事業に要する費用に充てる。				
	見直しの余地	保険料等交付金の迅速・的確な交付は全国健康保険協会における健康保険事業の円滑な実施を推進するものである。この「迅速・的確な交付」に寄与するため、平成22年度5月に交付する保険料等交付金から毎月4回交付することとし、また、それに併せて各交付日における交付金額の見直し(可能な限りの前倒し)も行ったところである。				
予算チームの監視・所見率化	健康保険法及び船員保険法に基づく事業であり、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべき。					
補記						

厚生労働省

(健康保険法等に基づき、保険料収入等を保険料等交付金として交付)

7,107,700百万円(平成22年度予算)

A 全国健康保険協会

健康保険事業分 7,072,148百万円
船員保険事業分 35,552百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.全国健康保険協会					
健康保険事業分			船員保険事業分		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
保険給付費	社会保険診療報酬支払基金等	7,072,148	保険給付費	社会保険診療報酬支払基金等	35,552
前期高齢者納付金	協会が負担する前期高齢者納付金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して交付金交付対象の保険者へ交付		前期高齢者納付金	協会が負担する前期高齢者納付金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して交付金交付対象の保険者へ交付	
後期高齢者支援金	協会が負担する後期高齢者医療費支援金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して後期高齢者医療広域連合へ交付		後期高齢者支援金	協会が負担する後期高齢者医療費支援金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して後期高齢者医療広域連合へ交付	
老人保健拠出金	協会が負担する老人保健拠出金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して市町村へ交付		老人保健拠出金	協会が負担する老人保健拠出金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して市町村へ交付	
退職者給付拠出金	協会が負担する退職者給付拠出金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して国民健康保険法に定める退職被保険者等所属市町村へ交付		退職者給付拠出金	協会が負担する退職者給付拠出金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して国民健康保険法に定める退職被保険者等所属市町村へ交付	
病床転換支援金	協会が負担する病床転換支援金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して都道府県へ交付		病床転換支援金	協会が負担する病床転換支援金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して都道府県へ交付	
介護納付金	協会が負担する介護納付金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して市町村へ交付		介護納付金	協会が負担する介護納付金の財源。社会保険診療報酬支払基金を経由して市町村へ交付	
業務経費	協会にて行う保険給付事務や保健事務等健康保険事業及び船員保険事業の執行に要する経費		業務経費	協会にて行う保険給付事務や保健事務等健康保険事業及び船員保険事業の執行に要する経費	
一般管理費	協会にて行う一般事務に充てる経費		一般管理費	協会にて行う一般事務に充てる経費	
貸付金	高額療養費貸付または出産費貸付の申込者に対する貸付金交付		貸付金	高額療養費貸付または出産費貸付の申込者に対する貸付金交付	
借入金償還金	協会が資金繰りのため借り入れた短期借入金の償還元本及び支払利子		予備費	保険給付費等の予見しがたい理由による不足を補うために計上	
雑支出	過誤納保険料の還付等上記に属さない支出に充てる経費		雑支出	過誤納保険料の還付等上記に属さない支出に充てる経費	
計		7,072,148	計		35,552
C.			D.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

※ それぞれの費目については、保険料等交付金のみを財源としているわけではないため、ここでは予算上の支出額をおいている。